

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年1月19日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

1. GIグレード 0件

2. GIIグレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	1号機	原子炉隔離時冷却系封水用圧力調節弁の不良(設定圧力で動作しなかった)を確認した。当該弁を点検・修理。なお、プラントは停止中であり当該系統への機能要求はない。	GIII以下

3. GIIIグレード 14件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	2号機	取水口除塵装置洗浄ポンプ(C)ドレン逆止弁の点検時、当該弁弁座の損傷を確認した。当該弁を修理。	
2	2号機	取水口除塵装置洗浄ポンプ(C)吐出圧力計の点検時、当該圧力計サポートの腐食を確認した。当該サポートを修理。	
3	2号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置制御盤で「自動制御異常」警報が発生した。当該制御盤を点検・修理。なお、当該系の運転状態には異常ないことを確認済み。	
4	3号機	放射性廃棄物処理装置計算機メッセージプリンタ機の冷却ファンから異音を確認した。当該ファンを点検・修理。	
5	4号機	所内温水系バックアップ熱交換器蒸気供給側のドレントラップ(凝縮水を排出する装置)配管の詰まりを確認した。当該配管を点検・修理。	
6	5号機	非常用ディーゼル発電設備(B)機関付動弁注油電動ポンプの軸受けカバー取付部からの僅かな油のにじみを確認した。当該部分を点検・修理。なお、非常用ディーゼル発電機の機能に影響はない。 平成24年3月27日再審議にてグレード変更 GII→GIII (調査の結果、非常用ディーゼル発電機の機能に影響を及ぼすものではないと判明したため)	
7	5号機	電気油圧式制御装置とタービン駆動原子炉給水ポンプの保守用計測器の点検時、通信不良を確認した。当該計測器を修理。	
8	5号機	取水口除塵装置(A)洗浄水圧力計元弁のシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
9	5号機	取水口除塵装置(A)洗浄水配管継ぎ手部からの洗浄水の漏えいを確認した。当該継ぎ手部を点検・修理。	
10	5号機	復水器連続洗浄装置ボール捕集器(A)差圧計の指示不良(通常より低い)を確認した。当該差圧計を点検・修理。	
11	5号機	燃料プール冷却浄化系スキマサージタンクへの仮設ホースによる水張り時に、誤って純水(汚染なし)を飛散させた。ホース固縛箇所を追加。	
12	5号機	低電導度廃液系収集ポンプ(A)(B)出口逆止弁の閉止不良を確認した。当該弁を点検・修理。	
13	6号機	取水口除塵装置(6C)洗浄ポンプ電動機の点検時、各部寸法の判定基準超えを確認した。当該電動機を修理。	

NO.	号機等	不適合事象	備考
14	その他	荒浜側補助ボイラ建屋No. 2補機室排風機(A)電動機の点検時、各部寸法の判定基準超えを確認した。 当該電動機を修理。	